

鎌倉合唱連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は鎌倉合唱連盟と称する。

第2条 本連盟は鎌倉市文化協会に加盟する。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は合唱音楽の実践を通じ、鎌倉市内の合唱団体相互の親睦交流、及び合唱音楽の普及発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達する為、次の事業をおこなう。

- (1) 定期演奏会の主催
- (2) 市民合唱祭の主催
- (3) 連盟機関誌の発行
- (4) その他目的達成に相当と認めた事業

第3章 会員

第5条 本連盟は鎌倉市内を主たる活動の場とする非職業の合唱団体を会員として構成する。

第6条 新たに加盟を希望する団体は、所定の加盟申込書を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

第7条 会員は年会費を納入しなければならない。年会費の金額は構成人員に関係なく1団体当たり一律とし、別途定める。

2. 定期演奏会、市民合唱祭に出演する会員は、年会費とは別に参加費を納入する。

第8条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名

第9条 退会しようとする会員は、所定の退会届を提出し、会費その他未納金がある場合はこれを清算しなければならない。

第10条 会員であって次の事由のいずれかに該当する場合は、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の規約に違反し、名誉を毀損したとき
- (2) 本連盟の運営に支障をきたす行為があったとき

第4章 役員及び事務局

第11条 本連盟につきの役員を置く

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

第12条 理事及び監事は、会員の中から総会でこれを選出する。

2. 副理事長は、理事の互選とする。

3. 理事長は、理事会で推薦し、総会で承認を得る。

第13条 理事長は本連盟を代表し、その事務を総括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障がある時はこれを代行する。
3. 副理事長は各事業を分担し、企画運営にあたる。
4. 理事は本連盟の運営を審議し執行する。

第14条 監事は、本連盟の会計監査を行う。

第15条 理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現認者の残任期間とする。前任者又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでの間なおその職務を行うものとする。

第16条 本連盟の業務を円滑に処理するために事務局を置く。

第5章 会議

第17条 会議を分けて理事会及び総会とする。

第18条 理事会は理事長、副理事長、理事、事務局で組織し、随時理事長がこれを招集する。

2. 理事会は理事の3分の2以上の出席により成立し、出席理事の過半数の賛成により議決する。賛否同数の場合は議長が決する。

第19条 総会は毎年1回、理事長がこれを招集する。会員の2分の1以上の要求又は理事会の決議があったときは、理事長は臨時総会を招集する。

2. 総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、出席会員の過半数の賛成により議決する。

なお、出席者数及び議決数には委任状によるものを含む。

3. 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

第20条 理事会及び総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画及び実施に関する件
- (2) 予算及び決算に関する件
- (3) 規約改訂に関する件
- (4) 役員を選出に関する件
- (5) その他特に重要な事項

第6章 会計

第21条 本連盟の運営基金は年会費、補助金、その他の収入を以てこれに充てる。

2. 理事長は会計担当理事に命じて毎会計年度当初に予算を作成し、年度終了後直ちに決算を行わなければならない。

第22条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

第7章 附則

第23条 本規約の施行に必要な細則は別に理事会でこれを定める。

第24条 この規約は平成14年12月3日から施行する。

2. 規約一部改訂（細則含む） 平成27年10月13日

鎌倉合唱連盟規約細則

第3章

- 第7条 年会費は1団体7,000円とし、毎年その年度の総会までに納入する。
2. 定期演奏会、市民合唱祭とも参加費は1名500円とする。
但し、市民合唱祭は会員以外の団体が参加する場合も同額とする。
 3. 既納の会費は返還しない。
 4. 年会費額、参加費額の変更については理事会で案を作成し、総会にて承認を得る。

第4章

- 第11条 理事若干名とは会員5団体につき1名を目安とする。
- 第12条 理事の選出に当たっては、総会前に1団体1名の理事候補者の推薦を受け、それに基づいて理事会で候補者名簿を作成し、総会にて承認を得る。
2. 副理事長は副理事長相互の話し合いで、代行順位を決めておく。
- 第13条 理事の担当区分は次のようである。
- 会計担当 2名
 - 広報（機関誌）・渉外担当
 - 書記担当
 - 事務局担当
 - ホームページ維持管理担当
- 会計担当以外の人数は理事長の指示のもとに理事会で決定する。
定期演奏会・市民合唱祭は理事全員で担当する。
- 第16条 事務局は各種事業及び理事会その他の会議を円滑に処理することを目的とする。
2. 事務局長は理事長が任命する。

第5章

- 第18条 理事会の議長は、原則として理事長があたる。

その他

細則添付資料として以下の書式を置く。

連盟加盟基準 加盟申込書 名義後援依頼書 総会時の委任状
定期演奏会・市民合唱祭用書式（出演申込書・プログラム記入書・演奏会参加内容・定期演奏会講評カード） 代表者等変更届 退会届
これらの書式は合唱連盟手引書として加盟各団に配布する。

尚、本細則に定めのないものについては、理事会でその都度審議する。

この細則は平成14年12月3日から施行する。

細則1部改訂 平成27年10月13日

